

第 339 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 2 月 20 日（土曜日） 10：00～

報告者：森田 豪（弁護士、栄光綜合法律事務所）

テーマ：詐害行為取消しに関する民法改正案と濫用的会社分割

報告者コメント：濫用的会社分割の詐害性をいかに捉えるかについては平成 24 年最判の前後までに見解が概ね三通りに整理されており、また、詐害行為取消しについては破産法同様の類型化を図る民法改正が今後予定されている。これらの状況をふまえて訴訟上で詐害性に関する主張立証をいかに行うことになるか、また、平成 26 年改正会社法で導入された残存債権者から承継会社への直接請求制度をどう評価するかについて検討してみたい。

報告概要：

1 濫用的会社分割と詐害行為取消しの問題

- ・会社法下では必ずしも事業単位で会社分割がなされなくともよいとされたこと、債務履行の見込みが効力要件とは解されていないことなどから、債権者を害する濫用的会社分割といわれる問題が発生。
- ・濫用的会社分割への詐害行為取消しの適用の可否などについては、平成 20 年ころから下級審判例が見られ、平成 24 年には最高裁も詐害行為取消し適用を認容（最二判平成 24・10・12 判例タイムズ 1388 号 109 号）
- ・平成 26 年会社法改正＝残存債権者から承継会社への直接請求制度が新設

2 民法改正案の内容

濫用的会社分割との関係で重要と思われる改正点

①要件の類型化

平成 16 年改正破産法と同様の類型別の規定（改正案 424 条の 2・3・4）

②債務者への訴訟告知（改正案 424 条の 7）。

③取消しの範囲

債務者の行為の目的が可分のときは取消債権者の債権額の限度（改正案 426 条の 8）。

④価額賠償、取消債権者への引き渡しの明文化

現物返還が不能な場合の価額償還（改正案 424 条の 6・7）。取消債権者に対する直接の支払い・引渡しの請求（改正案 424 条の 9）。

⑤債務者及びその全ての債権者に対しても効力を有する（絶対効。改正案 425 条）。

3 会社分割の詐害性に関するここまでの議論の状況（3つの見解）

(1) 詐害性に関する 3つの見解

①狭義の詐害性 ⇒破産法 160 条 1 項参照

②相当対価処分（責任財産の態様の変更） ⇒破産法 161 条 1 項参照

③偏頗行為 ⇒破産法 162 条 1 項参照

(2) 判例の状況

- ・平成 24 年最判⇒詐害性の判断基準が上告理由とされていなかったため、詐害性の判断基準にはふれていない。なお、須藤裁判官補足意見を参照。

- ・下級審裁判例（否認権の事案）は主として破産法 160 条 1 項の狭義の詐害性の問題
- (3) よい会社分割と悪い会社分割の区別（萎縮防止の観点）
- (4) 詐害性判断の基準時について

4 会社分割を対象とする詐害行為取消しへの改正法の影響の検討

- (1) 取消しの範囲・対象、具体的な取消しの効果との関係
 - 過去の裁判例では範囲を限定していないと読めるものと価額賠償の額の限度と読めるものがある。
 - （私見）不可分の詐害行為についてその全体の取消しを認めること自体は従来の判例法理から変わらないこと、判例は詐害行為取消しの範囲・対象とその具体的な効果（財産の返還や価額賠償）を区別していると捉えることができることなどから、会社分割を対象とする詐害行為取消しのあり方に必ずしも影響を及ぼすものではない
- (2) 新設分割を取り消した場合の会社設立の効力への影響
 - 改正案が絶対効を採用したことの影響
 - （私見）改正案が詐害行為取消しの具体的な効果については従来の判例法理を確認するものにとどまること、取消しの対象・範囲とその効果を区別する余地があることから、詐害行為取消しの効力が新設会社設立にまで及ぶと解すべき必然性はない。
- (3) 破産法に倣った要件の類型化
 - 取消債権者が請求原因を構成するうえで検討が必要
 - （私見）まず狭義の詐害行為として構成し、受益者側が対価（新設会社株式）の相当性を主張・立証してきた場合には相当対価処分として、隠匿等の処分のおそれなどを主張・立証すればよい。

5 残存債権者による直接請求制度（平成 26 年改正会社法により新設）

- (1) 導入の背景など
- (2) 要件（詐害性など）
- (3) 倒産法との関係
- (4) 詐害行為取消権との関係
- (5) 民法改正による影響はあるのか